



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 栃木銀行
代 表 者 取締役頭取 菊池 康雄
(コード番号 8550 東証第一部)
問 合 せ 先 総務部長 北山 公久
(TEL. 028-633-1251)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告方法について、公告閲覧の利便性向上と公告手続きの合理化を図るため、電子公告を採用することとし、併せて事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の措置を定めるため、現行定款第 5 条について変更を行うものです。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を変更案第 26 条及び第 34 条として新設するものです。
- (3) その他上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成 25 年 6 月 27 日 (木)
平成 25 年 6 月 27 日 (木)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 <u>当銀行の公告は、東京都において発行する日本経済新聞および宇都宮市において発行する下野新聞に掲載する。</u>	第 1 章 総則 (公告方法) 第 5 条 <u>当銀行の公告方法は、電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 4 章 取締役および取締役会 〔新設〕	第 4 章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 26 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 26 条 ～ 第 32 条〔条文記載省略〕 〔新設〕	第 5 章 監査役および監査役会 第 27 条 ～ 第 33 条〔現行どおり〕 <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> 第 34 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u>
第 6 章 計算 第 33 条 ～ 第 37 条〔条文記載省略〕	第 6 章 計算 第 35 条 ～ 第 39 条〔現行どおり〕
附則 第 1 条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u> 第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>	<u>附則 (削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

以上